

環技審第22号
平成30年2月15日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 山本玲子



(仮称)石巻港バイオマス発電事業に係る環境影響評価方法書について(答申)
平成29年12月25日付け環対第335号で諮問がありましたのことについては、別紙のとおりです。

(仮称) 石巻港バイオマス発電事業 環境影響評価方法書に係る答申

1 全般的事項

(1) 本事業は、仙台塩釜港石巻港区の工業用地において、バイオマス発電事業を行うものである。

主要な発電用燃料として、海外から輸入する木質ペレットを使用することとしているが、地域の持続可能な環境保全を考える視点から、東北地域の未利用材の燃料の受け入れに関しても具体的な検討を行い、事業計画に反映すること。

(2) 環境影響評価の予測については、累積的影響も含め、可能な限り定量的な手法を用いるとともに、環境影響評価の調査を行うに当たっては、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すなど適切に対応すること。

(3) 対象事業実施区域周辺の地域住民、地元自治体及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら事業を進めること。

2 個別的事項

(1) 騒音

タービンや空冷式復水器等の設備機器による影響に留意し、音源設定を適切に行った上で予測及び評価すること。

(2) 悪臭

現地調査において、海風が吹いた時の影響が想定される上釜地区、下釜地区に調査地点を追加するなど、適切な配置となるよう見直すこと。

(3) 水質

現地調査において、排水による影響の程度を適切に把握するため、排水口近傍での調査地点を設定すること。また、調査項目については、概況調査で行っている項目について実施すること。

(4) 動物

対象事業実施区域及びその周辺で希少な猛禽類等が生息している場合は、工事中における配慮が必要なことから、生息状況の現地調査を実施し、環境影響評価項目の選定について検討すること。

(5) 廃棄物等

バイオマス発電により発生する燃焼灰等については、減量化及び再生利用などの行程を明示すること。

(6) 温室効果ガス等

- イ 海外から輸入するパーム椰子殻について、熱帯林保全の観点から、現地において環境保全的に製造されたものであることを確認するとともに、極力公的な認証を受けた燃料を使用すること。
- ロ 主要な燃料として、海外から木質ペレットやパーム椰子殻を輸入する際の、船舶等の運行に伴い発生する二酸化炭素を含めた上で、温室効果ガス排出量を算定すること。
- ハ 燃料材の搬入や燃焼灰の搬出等の国内輸送について、環境負荷低減の観点から、二酸化炭素の発生量が少ない鉄道輸送等の利用について検討を行うこと。
- ニ 温室効果ガスの排出量の算定について、ライフサイクルの考え方を基本に予測及び評価すること。

(7) 放射線の量

- 東北地域の未利用材を燃料として使用する場合は、放射線の量を確認すること。